

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第9号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3号ウ」を「第3号」に改め、同条第2項中「同条第3号ウ」を「同条第3号」に改める。

第24条中「並びに第3号ア及びイ」を削り、同条の表中「及び第3号ウ」を「及び第3号」に、「同条第3号ウ」を「同条第3号」に改める。

別表第1 1貸切りの場合の部太平四丁目集会所の項の次に次のように加える。

東駒形集会所	2,400円	3,100円	3,100円
梅若橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円

別表第2 東駒形集会所の項及び梅若橋集会所の項を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。